

長野市動画制作支援業務委託仕様書

1 業務委託名

長野市動画制作支援業務委託

2 業務目的

動画共有サービスである「YouTube」を用いて、市政情報や市内の魅力を発信することにより、本市の情報を幅広い年代が取得できる機会を創出し、市内外に市政の理解を図る。

3 業務概要

動画共有サービス「YouTube」に掲載する動画の制作・支援を行う。

4 業務内容

(1)制作動画本数

7本程度

(2) 動画撮影

基本的に撮影は、発注者で行うが、4回程度、動画に必要な撮影手法などについて撮影に同行し、指導を行うものとする。ただし、撮影場所は長野市内に限る。

(3) 動画編集・納品

発注者が撮影した動画を発注者が提供する構成案をもとに、「Adobe Premiere Pro」で行うこと。ただし、「Creative Cloud グループ版 コンプリートプラン」において使用できるデスクトップアプリを使用する場合は別途相談すること。

また、発注者が編集できる形で納品すること。

詳細については、別途協議の上調整すること。

(4) その他

発注者が動画制作に使用する以下の素材を提供すること。

ア オープニングムービー、エンディングムービー(各1～3秒程度)

イ テロップ用背景(5パターン計20点程度)

ウ BGM、効果音等(著作権フリーであること)

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 著作権

- (1)本業務によって発生した著作・制作物にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。ただし、著作・制作物の著作権のすべてを発注者に帰属させることにより、業務の効果を十分に得られない可能性がある場合は、著作・制作物の内容や仕様に応じ発注者、受注者、著作制作者及びその他関係者によりその扱いを協議し、決定するものとする。
- (2)本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

7 個人情報の取得・保護・管理等

(1)個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

(2)情報セキュリティ要件

受注者は、この契約による業務を行うため、別紙2「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

8 業務の再委託について業務の再委託について

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「動画の制作・支援」とする。
- (3)受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない、この限りでない。

9 その他

- (1)受注者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。
- (2)受注者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
- (3)受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、必要に応じて、発注者の指示に従わなければならない。